

2 墨企政第 2 3 0 号
令和 2 年 9 月 7 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

墨田区長 山本 亨

令和 3 年度における区政運営の基本指針について（通達）

別添のとおり、令和 3 年度における区政運営の基本指針を定めたので、令和 3 年度の区政運営及び予算編成については本指針にしたがって進められたい。

令和3年度における区政運営の基本指針

I 国・都の動向

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあつて、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があるとしている。

また、内閣府が8月17日に発表した4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除く実質で前期比7.8%減、年率換算では27.8%減となり、マイナス成長は3四半期連続で、減少率は比較可能な1980年以降でこれまで最大だった2009年1～3月期（前期比年率17.8%減）を超えるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言などにより、経済活動が停滞したことが影響している。

国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の段階的引き上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとし、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の、新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとしている。

東京都においては、「ポストコロナ」の時代を見据えた「社会構造改革」及び「都庁の構造改革」を推し進め、今後策定する「長期戦略」を羅針盤として、未来を切り拓いていくとしている。

II 本区を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、区民の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及している。

国は、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、国や地方自治体、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取組が進められた結果、新規感染者数は減少し、5月25日には宣言を解除するに至った。

この間、本区においては、各部における通常業務の休止や縮小等のBCP（事業継続計画）における取組を進め、全庁横断的に、迅速に対策本部を立ち上げ、感染拡大防止や経済支援など、かつてない規模の対策を速やかに実施してきた。

その後、感染者数の動向は、一定程度、抑えられた状態で推移していたが、7月以降、東京都を中心に全国的に増加に転じているなど、その動向には依然として警戒が必要である。

また、地域経済の低迷及び区民生活への影響が長期化することが予測され、実態を見据えた対応が必要である。

こうした危機的事態に対して、本区では、国や都の補助金等を最大限活用し、区の施策とあわせ、区民生活を守る施策の強化を図るために実施した様々な事業や、これから実施する取組までを含め「墨田区新型コロナウイルス感染症政策パッケージ」として方向性を整理し提示してきた。

今後は、「新たな日常」に適応した区民生活や区政運営への対応など、収束までの継続的な取組と収束後を見据えた地域経済の回復に取り組んでいく必要があるとともに、社会変化を的確に捉え、区民生活や地域経済を一日も早く回復させる取組を支援する必要がある。

Ⅲ 区政運営について

1 基本的な考え方

現下の状況において、区として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、この危機を乗り越えるため、引き続き、次の3つの大きな柱に沿って、区政運営を進める。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、区民の「命」を守る

新型コロナウイルスの感染拡大防止や、医療提供体制の強化など、区民の安全確保に医療機関や関係機関と連携し、全力を挙げて取り組み、新型コロナウイルス感染症から区民の「命」を守り抜く。

(2) 区民の生活や経済活動・社会基盤をしっかりと支える

新型コロナウイルスの感染拡大により、区民生活や経済活動のあらゆる面において、甚大な影響が生じている中、区民の不安を払拭するための対策を、時期を逸することなく講じる。

(3) 社会の変革を促し、“すみだ”の未来につなげる

新型コロナウイルス感染症の影響で明らかになった様々な課題をそのままとせず、感染症の影響が特に大きい「健康」、「教育」、「産業」、「行政改革」について重点的に取り組む。

また、その他の分野においても、新型コロナウイルス感染症の影響による課題を見据え取り組むものとする。

2 政策立案の視点

(1) 本区において確実に想定される将来的な課題については、来年度の基本計画中間改定も視野に入れながら、中長期的な見通しを持った施策展開を図る。

(2) 「墨田区新型コロナウイルス感染症政策パッケージ」の内容を踏まえ、「健康(ICTや地域のつながりを活用した健康先進区をつくる)」、「教育(時代の変化に対応する教育を推進する)」、「産業(区民の自由な働き方を支える環境を整える、社会の変革を活かしてビジネスや交流を生み出す)」、「行政改革(どこでも誰もが便利にアクセスできる行政への転換を図る)」については、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れに対応した施策展開を図るとともに、社会の変化を的確にとらえ、区民生活や地域経済を支援する取組を実施する。

(3) ICTを活用した区民生活の利便性向上や環境整備など、新たな時代に対応した区民サービスへ転換する取組を実施する。

(4) 各部において現在運用しているBCP(事業継続計画)の再点検を行った上で、既存の事業等のあり方を見直し、持続可能な区政運営の推進を図る。

(5) 東京2020大会を契機とした本区の活性化に向けた取組の推進を図る。

(6) 今後の財政環境が一層厳しくなることが想定されるため、全ての事業で徹底した見直し・再構築を行い、経常的経費の抑制を図る。

IV 重点課題

1 「暮らし続けたいまち」の実現

(1) 子ども・子育て支援の充実

保育や放課後の居場所づくりを進め、待機児童の解消を図る。また、両国及び文花子育てひろばをはじめ、在宅での子育て支援を充実させる。さらに、子どもの未来の応援や児童虐待防止の取組を推進し、家庭環境等に問題を抱える世帯・子どもへの支援について強化する。加えて、産後ケアの充実などを図り、安心して産み・育てられる切れ目のない支援に取り組む。

子どもたち一人ひとりに個別最適化された創造性を育む教育の実現を図るため、GIGAスクール構想を推進するとともに、地域・保護者も一体となって、時代の変化に対応する教育を推進していく。また、「学力向上新3か年計画（第2次）」を着実に推進するなど、児童・生徒が意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育ていく。児童・生徒の不登校については、個々の状況に応じた支援を推進するとともに、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、SNSを活用した相談窓口を開設する。さらに、教職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上につなげていく。学校施設については、安全・安心の確保に向けた効率的な整備を行う。

子育て世帯の住まいのサポートや、子どもを安心して遊ばせることができる公園等を整備し、地域の中で安心して子育てができる住環境づくりを推進する。

(2) 地域力日本一の、住んでいてよかったまちづくり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、医療体制や検査体制、サーベイランスの強化を図るとともに、新保健施設の建設を着実に進め、区民一人ひとりが健康を自ら守り、健康管理を容易にできるようにビックデータの活用などを見据えた区民の健康増進支援を推進する。あわせて、これまでの地域のつながりを大切にするとともに、新たにICTの活用など多様な手段、地域や大学・企業などの担い手との連携による福祉・保健も連携した「すみだ型共生社会」の実現を目指していく。

災害に強い安全・安心なまちづくりについては、多様な人材の活用等により地域防災力を高める取組を進めるとともに、住宅等の耐震化の促進、木造密集地域の改善をはじめ、鉄道立体化の推進など、ソフト・ハードの両面から推進していく。

また、災害時の高齢者・障害者等の要配慮者の安全・安心確保のため、要配慮者支援体制の強化を図るとともに、災害医療体制の見直しや、新型コロナウイルス感染症に対応したBCPの整備、感染症対策など複合災害に対応した水害時避難場所の開設・運営マニュアルを作成するなど、災害への備えを進める。

さらに、知的重度障害者グループホームや地域密着型サービス施設、都市型軽費老人ホームの整備を支援するほか、介護予防普及啓発や高齢者の地域包括ケアシステムを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 「働き続けたいまち」の実現

令和3年度中に取りまとめる予定の（仮称）墨田区産業観光マスタープランでは、産業振興を通じた「まちづくり」を意識し、将来の地域の発展に向け、投資的な事業も積極的に盛り込むこととしている。このため、産業振興施策のブランディング再構築と発信力の強化等の取組を効果的に実施していく。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、テレワークの普及など、新しい働き方を定着させるため、誰もが自由に働ける環境整備の支援など、新たな働き方を支援する。あわせて、感染症の拡大により生じた、社会の変革を好機として捉え、新しい生活様式の定着促進支援やビジネスを通じた交流の創出などを通じて、地域の課題を解決していくための産業振興の取組を推進する。

さらに、一人ひとりが自らの希望に応じてその能力を発揮できる就労環境づくりを進めるため、女性、若者、就労意欲のある高齢者、障害者等への支援を行う。また、働く場の創出や雇用促進等の観点から、幅広い世代に適合する多様な働き方への対応策を検討し、区内で働きたいと希望する人が活躍できる環境づくりにつなげる。

3 「訪れたいまち」の実現

地域の人々が地域を楽しむための日常の観光資源化を推進するため、区内の多様な文化資源の魅力を観光施策に活かしていく。さらに、北十間川・隅田公園観光回遊路など本区の特徴ある水辺を活用した魅力向上の取組を、官民連携し推進する。

また、地域DMO、関係団体、民間事業者等との連携・協力体制を強化し、適切な役割分担のもと、地域一体となって観光振興に取り組む。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催にあたっては、本区を訪れる誰もが安全・快適に観光を楽しめるように、受入れ環境の整備を促進する。

4 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催については、組織委員会及び東京都の動向を注視し、事業の実施にあたっては、スポーツや文化のみならず、教育、観光、商業、福祉、環境などのあらゆる分野において、将来を見据えた事業展開に努め、次世代に継承するレガシー構築に向けた取組を推進する。

また、大会を契機とした地域の活性化に向けた取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底など、安全・安心な大会に向けた取組を進める。

5 シティ・プロモーション戦略の推進

さまざまな地域資源を掘り起し、新たな魅力や価値を創造することで、区民や区内事業者など、すみだで暮らし、活動する人々の愛着と誇りを育む「シビック・プライド」の更なる醸成に取り組む。

また、すみだの魅力発信を徹底し、注目度をより高めて、区内外の人々の憧れと共感を高める取組を展開する。

6 行財政改革の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触型の行政サービスが求められる中で、特に行政サービスにおけるデジタル化・オンライン化への取組が重要となっている。

国においても、「新たな日常」が定着していくなかで、デジタル・ガバメントの構築を、最優先課題と位置付け、行政手続のオンライン化やワンストップ化など取組を加速としている。

こうした国の動きに合わせて、キャッシュレス決済、オンライン申請などの新たな時代に対応した区民サービスへ転換する取組を推進する。

また、限られた財源を有効に活用するため、行政評価の結果を踏まえ、事業のスクラップを積極的に進めていくなど、全ての事業で見直しを行い、徹底した経常的経費の節減を進め、健全な行政運営を図る。

こうした取組を続けることにより、持続可能な行政サービス基盤の確立と簡素で効率的な行政システムの構築に努める。

7 公共施設マネジメントの推進

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、区の限られた財源を有効に活用し、真に必要な公共サービスを将来にわたり区民に提供し続けるため、区が保有する財産等の有効活用を図ったうえで、長期的かつ経営的な視点をもって、予防保全による施設の長寿命化や施設保有総量の圧縮など、公共施設（建物）の計画的なマネジメントを推進する。

8 その他

基本計画に掲げる「主要な公共施設等整備事業」については、基本計画前期末における整備目標を踏まえ、確実な進捗を図る。なお、事業執行上支障が生じている場合は、基本計画後期に向けて課題解決の方向性を見定める。

大学誘致については、千葉大学・電子学園との各包括的連携協定に基づき、令和2年4月に開学した情報経営イノベーション専門職大学、令和3年4月に開設予定の千葉大学デザイン・建築スクール（仮称）と具体的な事業に取り組み、さらなる発展的展開と連携を深めていく。

（仮称）「アーバンデザインセンター（UDC）すみだ」の設立準備を進めるとともに、大学のあるまちづくり推進のため、公・民・学などが連携した魅力的なまちづくりの機運を高める。